

I. 工事概要		項目	特記事項	項目	特記事項
1. 工事名称	R2にぎ産業観光交流センター 徳・山城 ふれあい広場改修工事建築		・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実態調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実態報告書」を作成し、勤務実態が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。		◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有機材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、産業物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に依り処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、産業物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、様々の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。
2. 工事場所	徳島市山城町東浜				種 類：廃プラスチック 会 社 名：吉野川市鴨島町鴨島652-1 (株)丸八木村商店☆優良認定業者 処 分 地：吉野川市鴨島町鴨島652-1 運搬距離：22.9kmを見込んでいる。 処理単価：m3当たり10,000円(税抜き)
3. 敷地面積	ふれあい広場(現況)約376m ² (倉庫含む)				種 類：有価金属 会 社 名：徳島市昭和町8丁目27番地 三木資源(株)☆優良認定業者 処 分 地：吉野川市昭和町8丁目27番地 運搬距離：2.1kmを見込んでいる。 処理単価：スクラップ
4. 工事種目	改修工事に係る建築工事一式				種 類：木材 会 社 名：徳島市津田海岸町2番90号 (有)徳島県産☆優良認定業者 処 分 地：徳島市津田海岸町2番90号 運搬距離：3.9kmを見込んでいる。 処理単価：t当たり10,000円(税抜き)
5. 工事区分	ふれあい広場改修工事に係る電気工事及び空調工事は別途	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。		種 類：石膏ボード 会 社 名：坂野郡松茂町豊久宇朝日野6番の地先 (有)徳島県環境整備公社(徳島東部) 処 分 地：坂野郡松茂町豊久宇朝日野6番の地先 運搬距離：15.2kmを見込んでいる。 処理単価：t当たり22,800円(税抜き)
6. 工 期	工事完成年月日は令和2年10月15日とする。 ※ただし、第4会議室の外装(ふれあい広場側)は令和2年9月30日までに完成させること。	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号)その他関係法令に依り適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を講ずなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から即ず作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から即ず作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を準備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日・夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工用車両による土砂、工用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、警備員指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「5. 材料・製品等」◎県産木材の使用」を準用する。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用しよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。		
II. 建築工事仕様書					上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再生資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
1章 一般共通事項					◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)(以下)に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(昭30.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)(以下)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(昭30.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合産業物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
項目	特記事項				◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
2. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官庁官庁賞格部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)(以下「標準仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版) ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書、平成28年版 等 ◎施工条件は次による。 ・本工事の工期においても、ホール及び会議室の使用予約が入っていることから、工事着手前に施工可能日について、施設管理者等と協議を行った上で、工程を決定すること。 ・施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業の実施日についても、施設管理者等と協議の上、決定すること。なお、工事による騒音、振動、粉塵等により施設管理者から作業中止の要請がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事においては、原則として8時から17時までの間で行うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行うこと。 ・本工事に関連のある電気及び空調工事は、令和2年4月下旬発注予定。 ・第4会議室の外装(ふれあい広場側)は令和2年9月30日までに完成させること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示「平成13年4月9日改正」)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、向規程」に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、向規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、向規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが難しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。				
3. 一般共通事項					◎受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
項目	特記事項				◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
4. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
5. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
6. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
7. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
8. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
9. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
10. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
11. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
12. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
13. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
14. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
15. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
16. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
17. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
18. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
19. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
20. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
21. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
22. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
23. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
24. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
25. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
26. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
27. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
28. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
29. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
30. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
31. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
32. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
33. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
34. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
35. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
36. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
37. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
38. 工事現場管理					◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																										
5. 施工調査	<p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	7. 化学物質を発散する建築材料等	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は、フタル酸ジブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1)、(2)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	11. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>2千万円未満</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>2千万円以上5千万円未満</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>【注】低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	2千万円未満	1回	1回	2千万円以上5千万円未満	2回	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回																																																																											
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																													
2千万円未満	1回	1回																																																																																													
2千万円以上5千万円未満	2回	2回																																																																																													
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																													
1億円以上	2回	3回																																																																																													
6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「詳細名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁賞贈部監修「建築材料等詳細名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事に使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事事務及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材。</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材。</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承認を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工、流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改修仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、NTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承認を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)。</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品。</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品。</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の3第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	8. 施工	<p>◎工事現場監督員は専任できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は宮補課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎地工事と取り合い区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管工事</th> <th>空調工事</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリーブ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリーブ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リソフレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口巢出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(DLまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排気ガラクリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他	梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリーブ開口補強(鉄筋)	○					同上(リソフレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口巢出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁			○			空洞部分のモルタル埋め						縦樋(DLまで)	○					壁、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排気ガラクリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					12. 完成図書	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2)・原因版) 工事写真(写真帳、部(着手前、工事中、竣工)、電子データ2部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出。 使用材料一覧表(2部、うち電子データ2部) <p>・安全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事事務物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁賞贈部監修「蓄積工事写真撮影要領」によること。</p> <p>区 分 サ イ ズ 着 工 前 カラー、手札版又はサービスサイズ 工 事 中 カラー、手札版又はサービスサイズ 竣 工 カラー、手札版又はサービスサイズ</p> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる、<u>よらない</u>)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物 工事事務物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)。</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当地を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p>
項目	建築工事	電気工事	管工事	空調工事	その他																																																																																										
梁、壁、床スリーブ入れ		○	○	○																																																																																											
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																											
スリーブ開口補強(鉄筋)	○																																																																																														
同上(リソフレン等)	○																																																																																														
床、天井点検口	○																																																																																														
設備機器天井開口巢出		○	○	○																																																																																											
同上切込み及び開口補強	○																																																																																														
衛生器具取付のブロック壁			○																																																																																												
空洞部分のモルタル埋め																																																																																															
縦樋(DLまで)	○																																																																																														
壁、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																											
同上補強	○																																																																																														
給排気ガラクリ取り付け	○																																																																																														
空調機器類の基礎工事	○																																																																																														
9. 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印・・・適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作業 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート・チ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・建築塗装作業 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調と機器施工</td> <td>・冷凍空調と機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート・チ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業	金属	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業	塗装	塗装	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・建築塗装作業 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業	機械設備	冷凍空調と機器施工	・冷凍空調と機器施工作業	13. 火災保険	<p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当地を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p>																																												
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																																																																																													
仮設	とび	○とび作業																																																																																													
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																													
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																													
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																																																																																													
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作業 ・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート・チ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																																													
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																													
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																													
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																													
金属	建築板金	・内外装板金作業																																																																																													
左官	左官	・左官作業																																																																																													
建具	建具製作	・木製建具手加工作業 ・木製建具機械加工作業 ・アルミ製室内建具製作作業																																																																																													
塗装	塗装	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・建築塗装作業 ・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・鋼製下地工事作業 ・ボード仕上げ工事作業 ・表具作業 ・壁装作業																																																																																													
配管	配管	・建築配管作業																																																																																													
植栽	造園	・造園工事作業																																																																																													
機械設備	冷凍空調と機器施工	・冷凍空調と機器施工作業																																																																																													

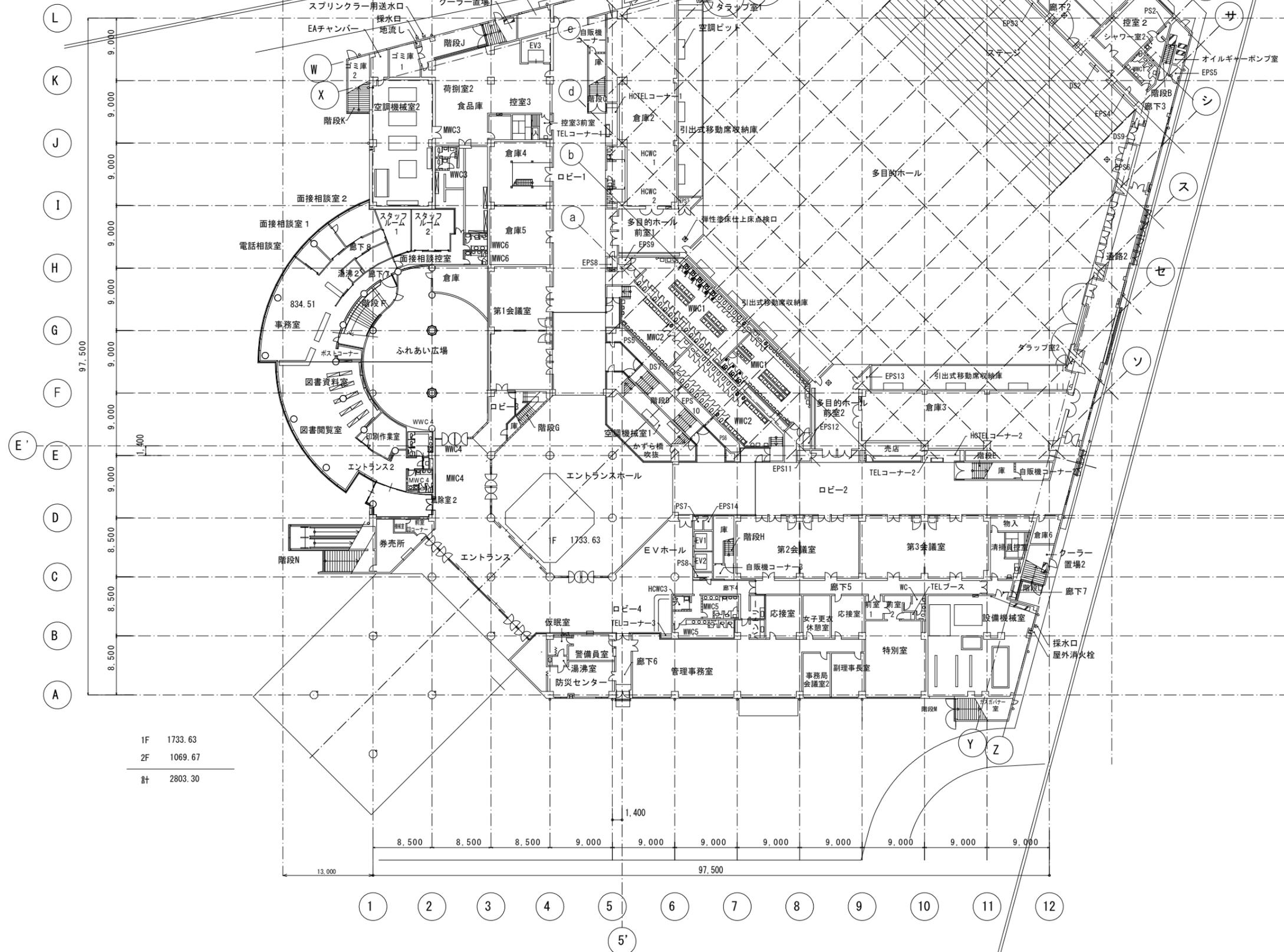
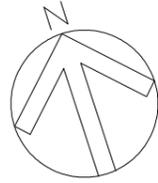
工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳島山城ふれあい広場改修工事建築
路線名等	産業観光交流センター
工事箇所	徳島市山城町東浜
図面名	特記仕様書 2
縮 尺	図示 図面番号 2 / 16
会社名	
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																								
	<p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>		<p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎内部足場(種類：内部仕上足場(毛すり先行方式) 枠組脚立、仕様：帆布、D= cm)、壁つなぎ間隔(水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下)。</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、預出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。</p> <p>◎監督員事務所は設けない。</p> <p>◎既存電力利用(「出来る」：出来ない)、電力料金(「有償」：無償)。 ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(「出来る」：出来ない)、水料金(「有償」：無償)。</p> <p>◎同用地は、敷地内に設けることが可能だが、工事着手前に施設管理者等と協議のうえ、決定すること。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p>		<p>7章 内装改修工事</p> <p>1. 一般事項</p> <p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上り表による。</p> <p>①床改修 ・既設床仕上げ材の除去、改修仕6.2.2(a)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床タイル</td> <td>改修仕6.2.2(a)(1)による</td> <td>一部(図示)</td> <td>倉庫部セルフレベリング</td> </tr> </tbody> </table> <p>②壁改修 ・木製及び軽量鉄骨間仕切り壁、改修仕6.3.2(b)、(c)及び(d)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁下地を含む全面</td> <td>間仕切り壁(倉庫とふれあい広場間) (図示)</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td>ふれあい広場内壁 (図示)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③天井改修、改修仕6.4.2参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去区分</th> <th>既存壁取合の補修範囲及び内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井下地を含む全面</td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>ボード面まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボード面を残し仕上げのみ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニール床タイル	改修仕6.2.2(a)(1)による	一部(図示)	倉庫部セルフレベリング	撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容	壁下地を含む全面	間仕切り壁(倉庫とふれあい広場間) (図示)	ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ	ふれあい広場内壁 (図示)	撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容	天井下地を含む全面	図示	ボード面まで		ボード面を残し仕上げのみ	
種類	撤去工法	撤去範囲	備考																										
ビニール床タイル	改修仕6.2.2(a)(1)による	一部(図示)	倉庫部セルフレベリング																										
撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容																												
壁下地を含む全面	間仕切り壁(倉庫とふれあい広場間) (図示)																												
ボード面まで																													
ボード面を残し仕上げのみ	ふれあい広場内壁 (図示)																												
撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容																												
天井下地を含む全面	図示																												
ボード面まで																													
ボード面を残し仕上げのみ																													
14. 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド：トルエン：キシレン：パラジクロロベンゼン：スチレン：エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド：トルエン：キシレン：スチレン：エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふれあい広場(改修前・後)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第4会議室(改修前・後)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年、国土交通省告示第1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法。 ・パッシブ型採取器を用いる方法 パッシブ型採取器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(遠り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、遠り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ、(2)の状態で測定する。 ロ、測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ、測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空調設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p> <p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p> <p>(5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発生源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p>	測定対象室	測定箇所数	ふれあい広場(改修前・後)	3	第4会議室(改修前・後)	2	4. 養生	5. 監督員事務所	6. 工事用水、電力等	9. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	10. 仮設トイレの洋式化	9章 建具改修工事	6. ビニール床シート張り (JIS A 5705) ビニール床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	10. カーベット敷き	11. せつこうボードその他 ボード及び合板張り													
測定対象室	測定箇所数																												
ふれあい広場(改修前・後)	3																												
第4会議室(改修前・後)	2																												
15. 瑕疵補修	◎徳島県公共工事標準請負契約約款第4.1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年、2年)とする。 ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。	◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。	◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。	◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。																								
16. デジタル工事写真の小黒板情報電子化	◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県CALIS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。	◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。	◎防犯建物部品の適用は、建具表による。 ◎防火戸の指定は建具表による。 ◎建具見本の製作及び特殊な建具の反相は、建具表による。	◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。																								
2章 改修仮設工事		8. 鋼製建具																											
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	◎鋼製建具																											
2. ベンチマーク	◎設計図の設定は、既存ふれあい広場PLを±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。	◎鋼製建具																											
3. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「通用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用にとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎労働安全衛生法第89条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に賞構課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。	◎鋼製建具																											
		9. 建具用金物																											

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳島山城 ふれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	特記仕様書3		
縮尺	図示	図面番号	3 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		

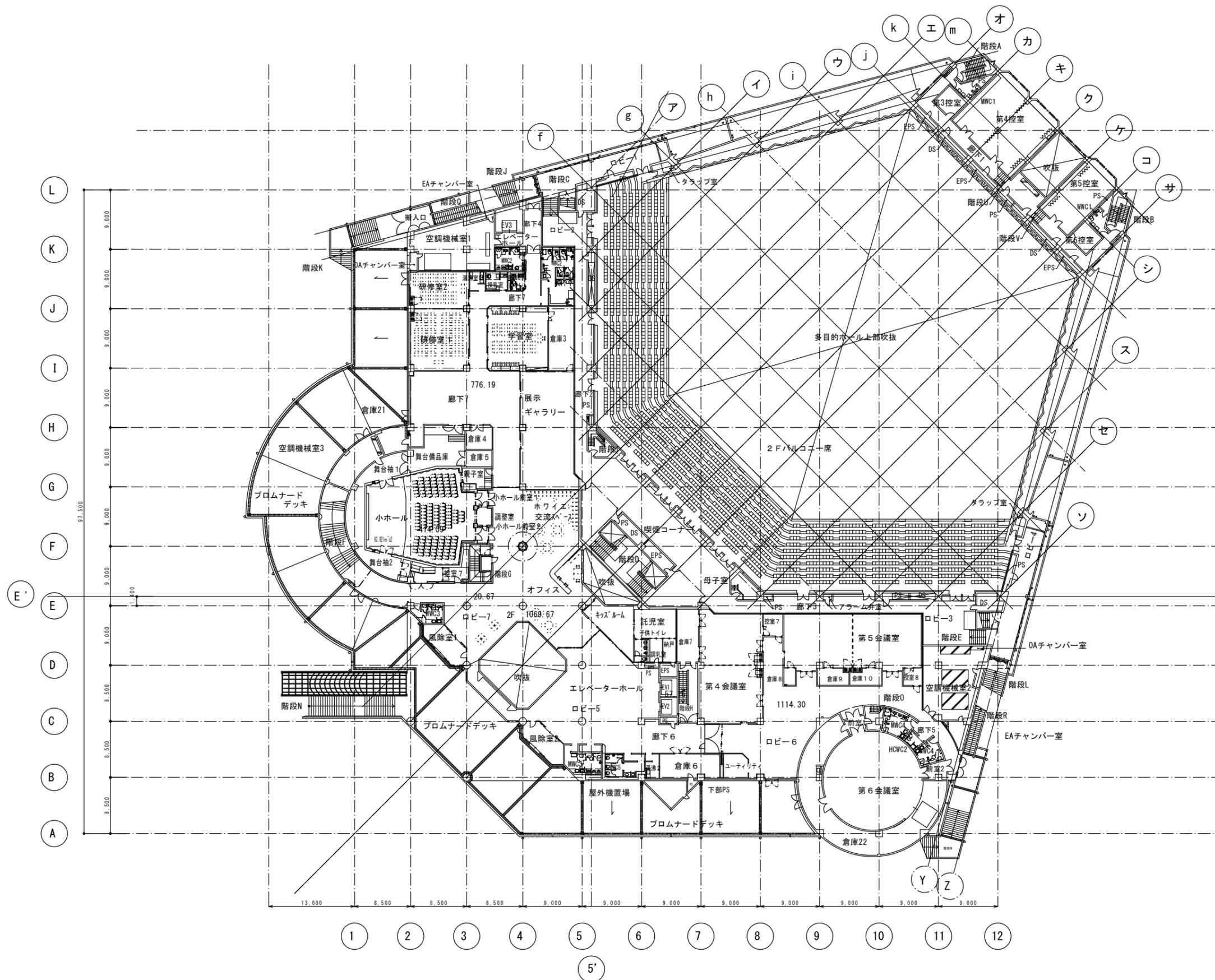
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																		
12. 壁紙張り JIS A 6921	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>防火性能の級別</th> <th>素地ごしらえ</th> <th>不燃材料等の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図示</td> <td>セメント系</td> <td></td> <td>B種</td> <td>不燃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考	図示	セメント系		B種	不燃											
施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考																		
図示	セメント系		B種	不燃																			
15. セルフレベリング材塗り	<p>◎セルフレベリング材の種類(せつこう系)：セメント系) 塗り厚さ()mm ◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。</p>																						
16. 接着剤	<p>◎壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェニール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防菌剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																						
18. 断熱材	<p>◎ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																						
8章、塗装改修工事 1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。 ◎塗料はホルムアルデヒド不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。 ◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェニール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防菌剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																						
2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SDP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下地調整</th> <th colspan="2">さび止め塗料</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>屋外</th> <th>屋内</th> <th>屋外</th> <th>屋内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製建具</td> <td>塗料1種</td> <td>B種</td> <td>RC種</td> <td>水系</td> <td>A種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考	屋外	屋内	屋外	屋内	鋼製建具	塗料1種	B種	RC種	水系	A種					
区 分	種 別		下地調整	さび止め塗料		備 考																	
	屋外	屋内		屋外	屋内																		
鋼製建具	塗料1種	B種	RC種	水系	A種																		
7. 合成樹脂エマルションペイント塗料(EP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>下地調整</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石こうボード面</td> <td>B種</td> <td>RB種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	下地調整	備 考	石こうボード面	B種	RB種															
区 分	種 別	下地調整	備 考																				
石こうボード面	B種	RB種																					

工 事 名	R2にぎ 産業観光交流センター 徳島市山城ふれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図 面 名	特記仕様書 4		
縮 尺	図示	図面番号	4 / 16
会 社 名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		

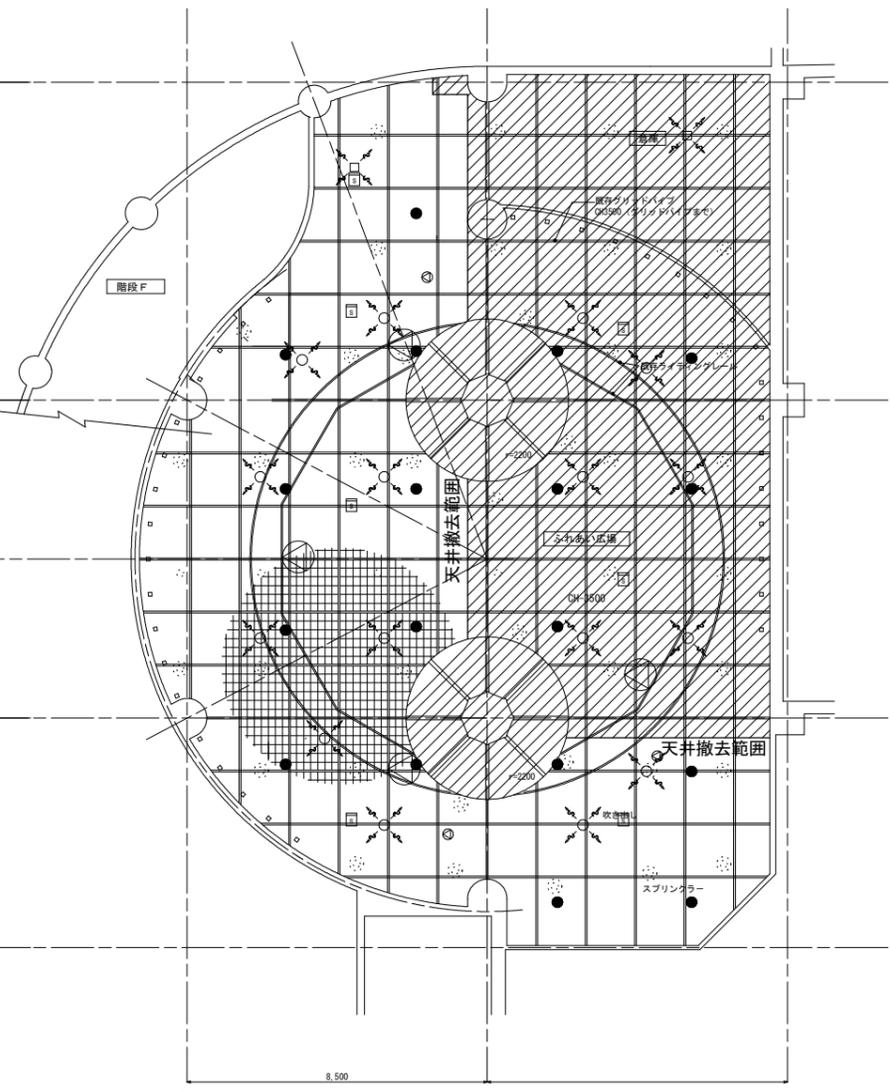
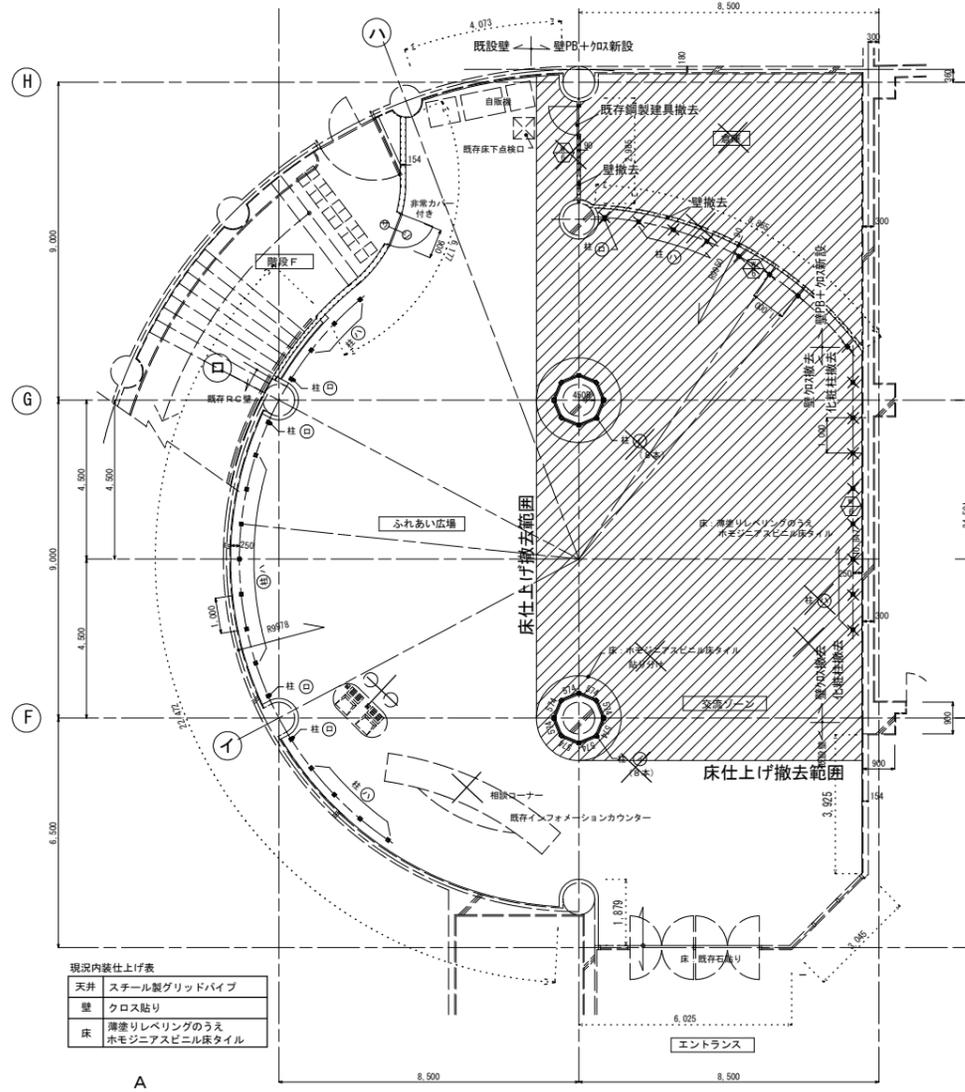
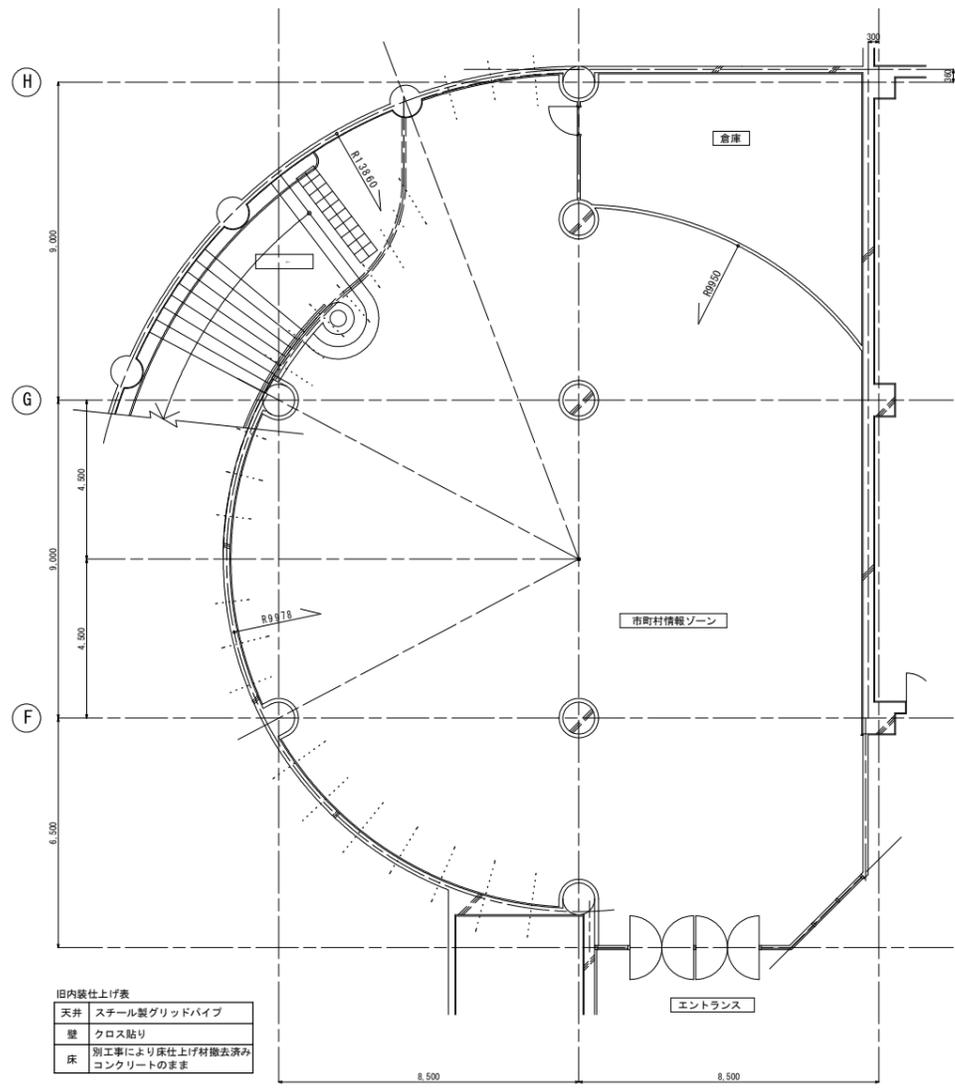


1F 1733.63
 2F 1069.67
 計 2803.30

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 豊山 ぬれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	1F 現況図		
縮尺	1/300 (A1)	図面番号	5 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		



工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳・山城 ふれあい広場改修工事建設		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	2F既設平面図		
縮尺	1/300 (A1)	図面番号	7 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		

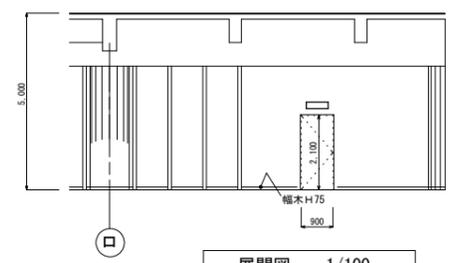
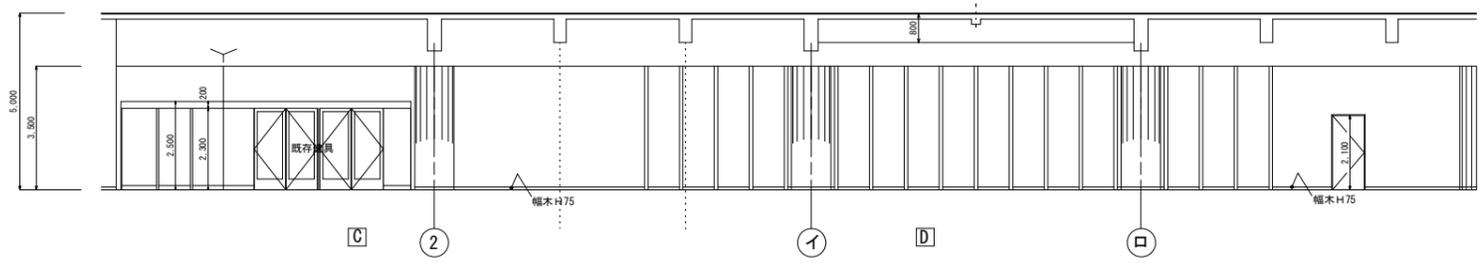


1階 (旧) 現況図 1/100
377.646m²

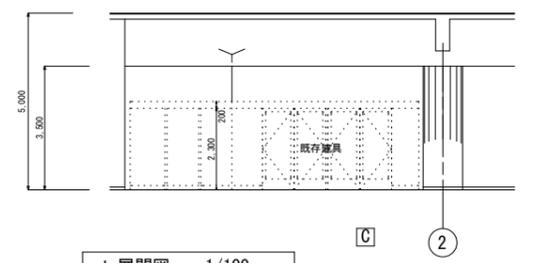
設備は別途工事
1階現況図 1/100

設備は別途工事
1階現況天井伏図 1/100

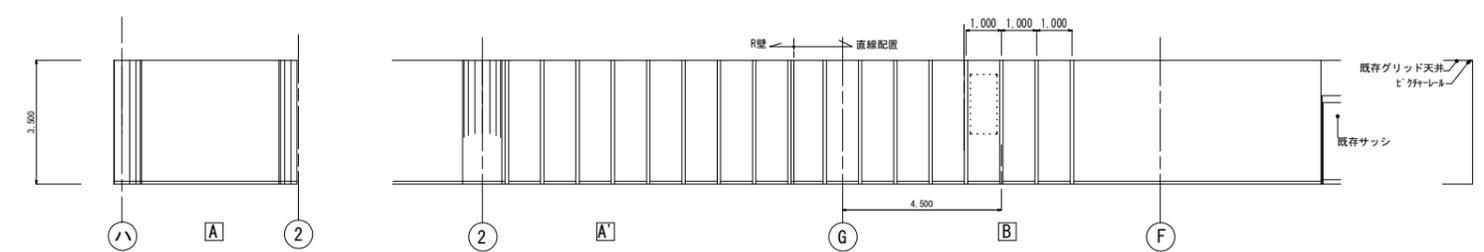
①	1面無地	16本
②	2面無地	5本
③	3面無地	30本
計		51本



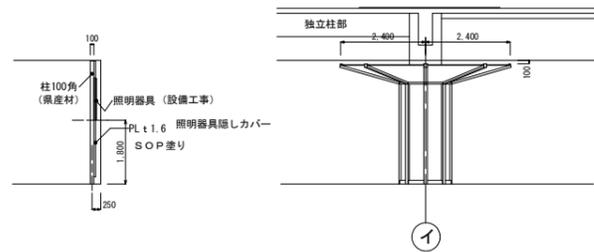
a 展開図 1/100



b 展開図 1/100



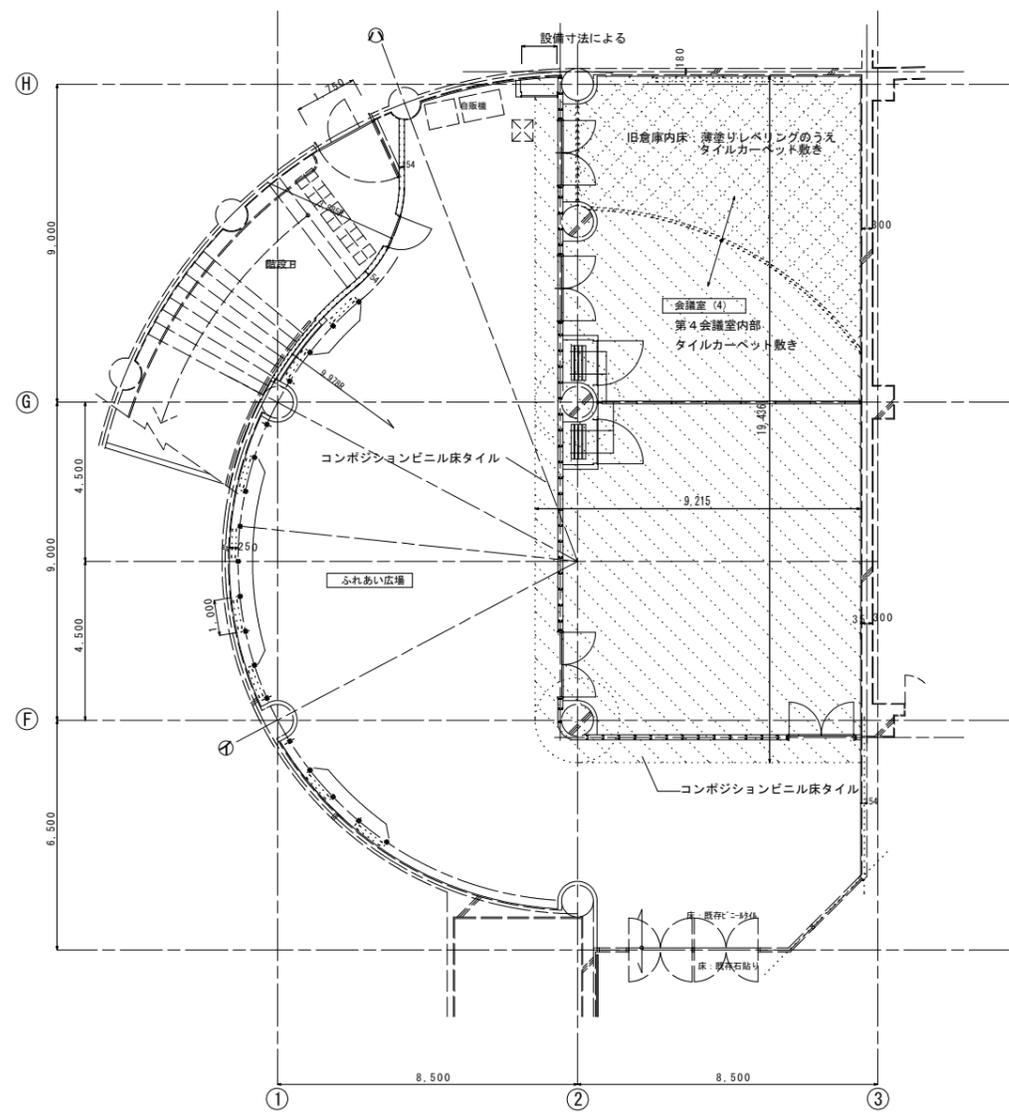
現況1階展開図 1/100



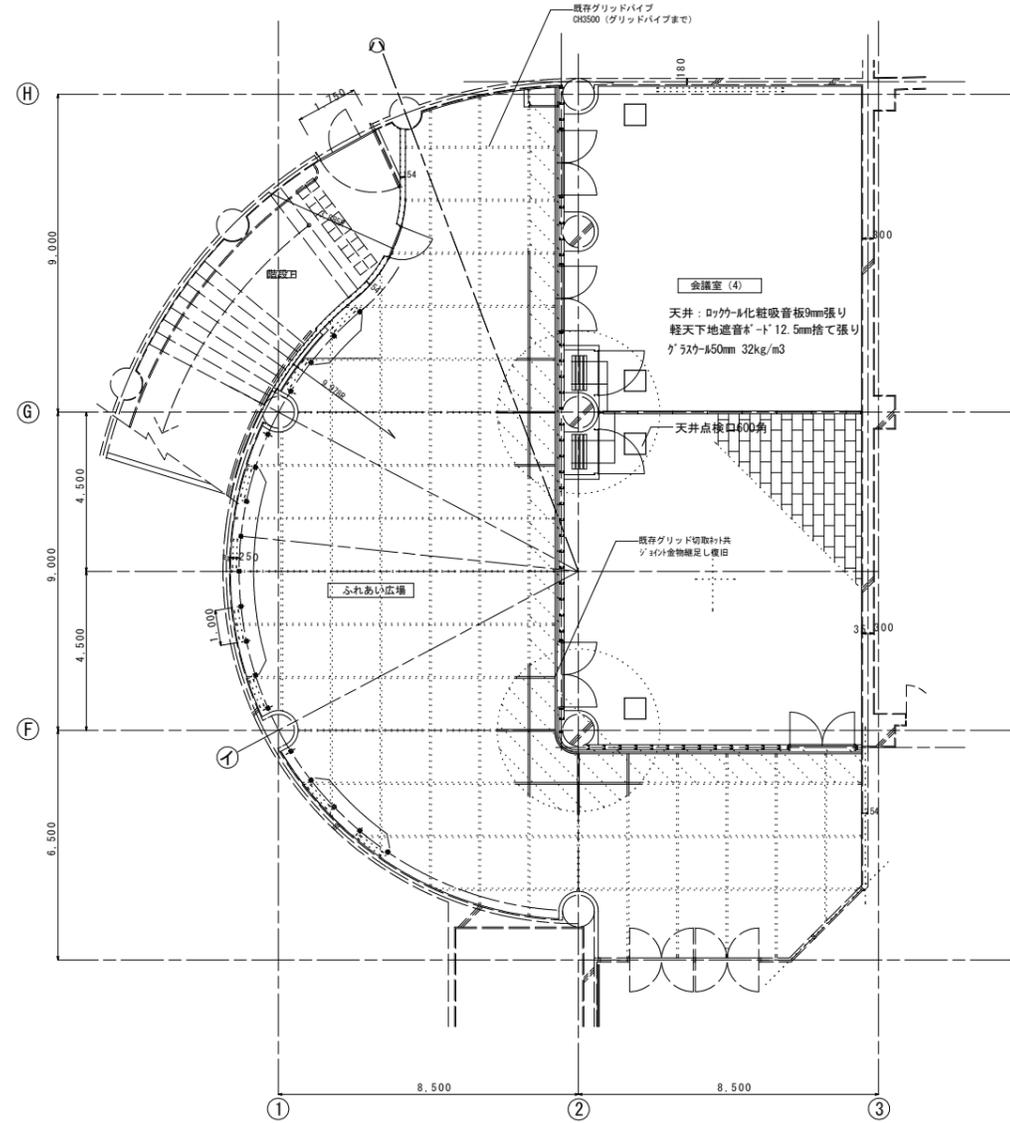
✕ 取り除き部分 設備工事は別途
既設内部床・壁・天井仕上・取り除き・復旧工事とする

撤去範囲を示す

工事名	R2にぎ 産業観光交流センター 旧・山城 ふれあい広場改修工事		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	1F ふれあい広場現況図	図面番号	8 / 16
縮尺	1/100 (A1)		
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		



1階床伏図(改修後) 1/100

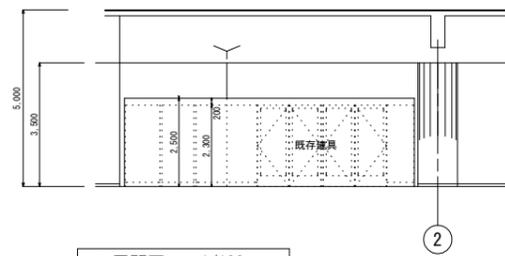


1階天井伏図(改修後) 1/100

階	室名	FL	床	幅木	壁	天井	CH	廻縁	備考
1	ふれあい広場 【第4会議室】	改修前	±0 RC ホモジニアスピニル床タイル	ソフト巾木H=75	RC LGS PB12.5不燃布クロス張	LGS ｽﾌｰﾙ製ｸﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	3.500	既設	
		改修後	±0 RC タイルカーペット t=6.5	ソフト巾木H=75	RC LGS PB12.5G不燃ニルクロス張 LGS100PB12.5+12.5tニルクロス張 ｸﾞﾗｽｶｰﾙ100.32kg/m3 充填	LGS ｽﾌｰﾙ製ｸﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	3.000	耐火・遮音壁用 四角処理	既存RC柱部: LGS65曲げ加工 縦横混入石膏板6+6 Lニルクロス張
	ふれあい広場 【ふれあい広場】	改修前	±0 RC ホモジニアスピニル床タイル	ソフト巾木H=75	RC LGS PB12.5不燃布クロス張	LGS ｽﾌｰﾙ製ｸﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	3.500	既設	
		改修後	±0 RC コンポジションビニル床タイル t=2	ソフト巾木H=75	LGS LGS100PB12.5+12.5tニルクロス張 ｸﾞﾗｽｶｰﾙ100.32kg/m3 充填	LGS ｽﾌｰﾙ製ｸﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	3.500	耐火・遮音壁用 四角処理	天井裏ボート面EP塗り 既存RC柱部: LGS65曲げ加工 Lニルクロス張
	階段下 【機械倉庫】	改修前	±0 RC RC素地	RC素地	RC RC素地	RC RC素地	—	—	—
		改修後	±0 —	—	—	—	—	—	—
	倉庫 【第4会議室】	改修前	±0 RC RC素地	RC素地	RC RC素地	RC RC素地	—	—	—
		改修後	±0 RC 薄塗リレベリングのうえ タイルカーペットt=6.5	ソフト巾木H=75	RC LGS PB12.5+Lニルクロス張 LGS100PB12.5+12.5tニルクロス張 ｸﾞﾗｽｶｰﾙ100.32kg/m3 充填	LGS ｽﾌｰﾙ製ｸﾞﾘｯﾄﾞﾊﾞｲﾌﾞ	3.000	耐火・遮音壁用 四角処理	既存RC柱部: LGS65曲げ加工 縦横混入石膏板6+6 Lニルクロス張

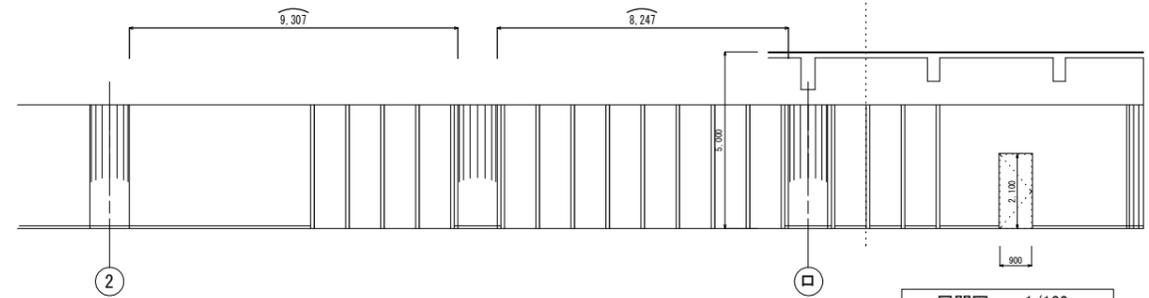
クロスJISA6231(不燃)
 ロックウール化粧吸音板JISA6301
 石膏ボードJISA6901
 各品物はホルムアルデヒド☆☆☆☆

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳島市山城町東浜 徳島ふれあい広場改修工事		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	仕上表・天井伏図		
縮尺	1/100 (A1)	図面番号	9 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		

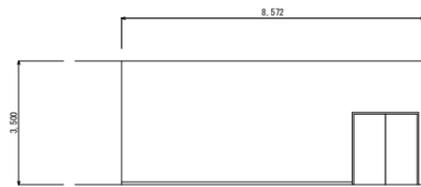


b展開図 1/100

②



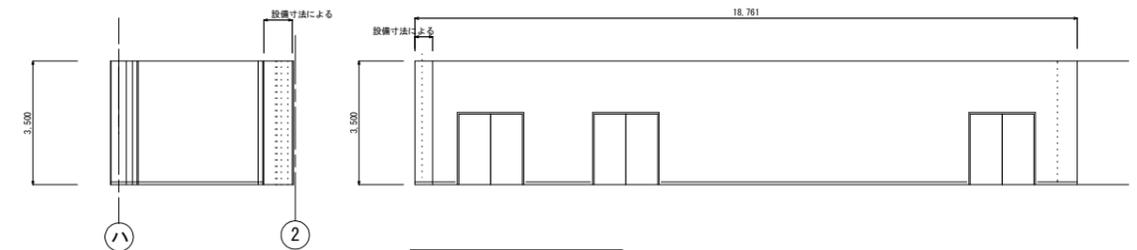
a展開図 1/100



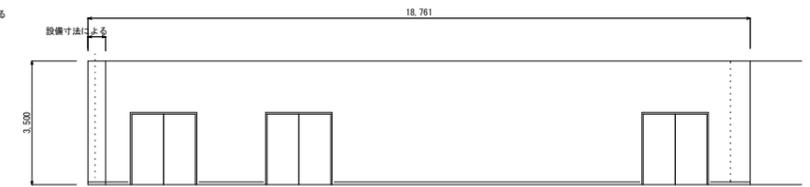
d展開図 1/100



c展開図 1/100

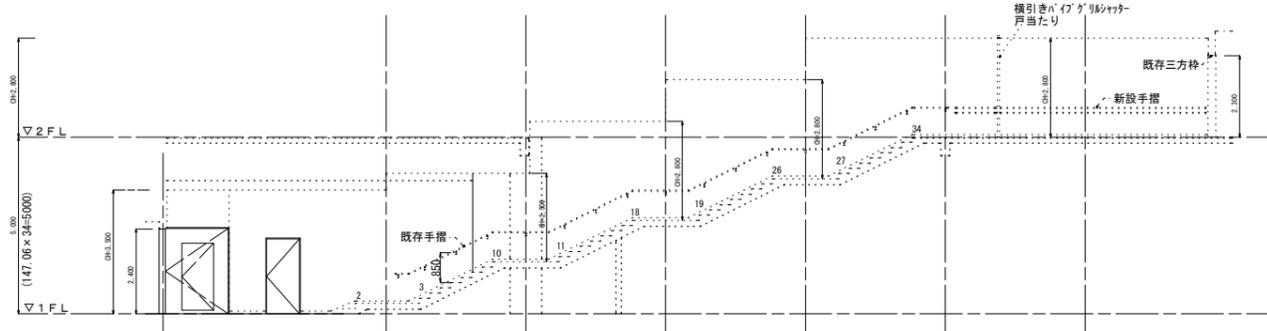


A展開図 1/100

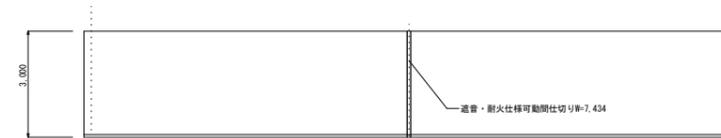


B展開図 1/100

階段 F



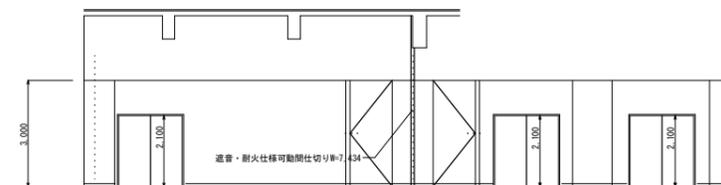
B



会議室B展開図 1/100



会議室C展開図 1/100

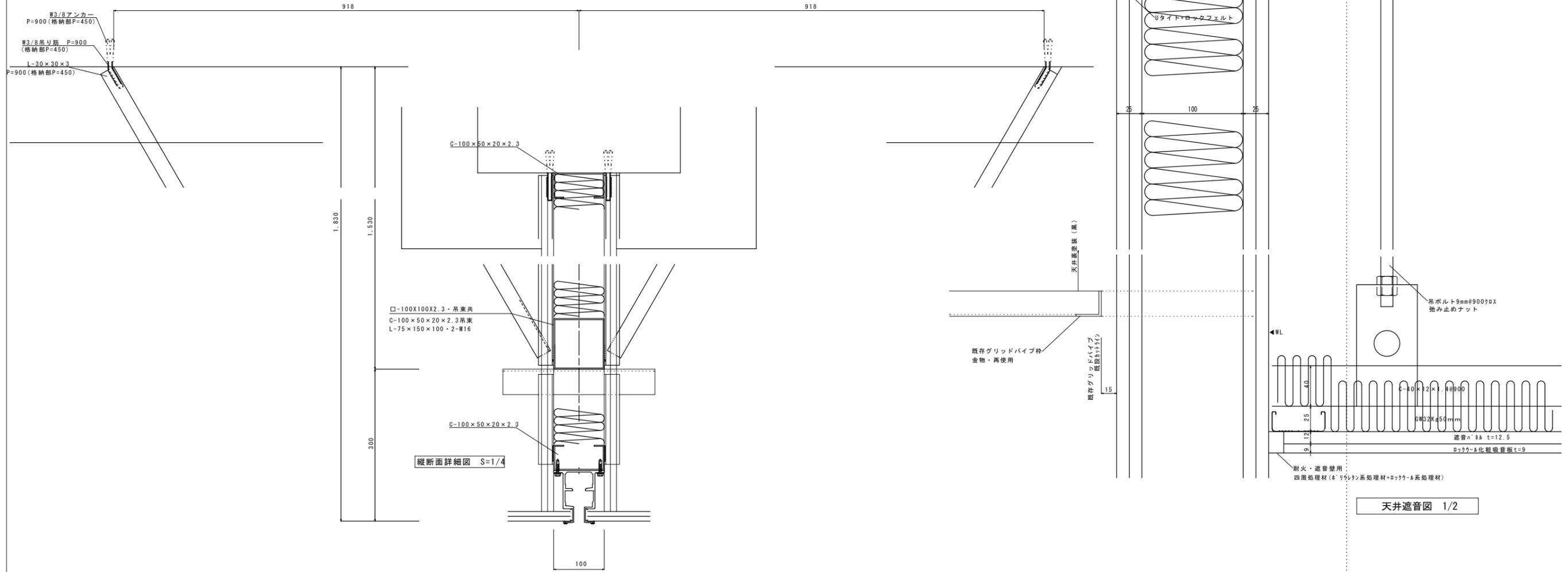


会議室D展開図 1/100

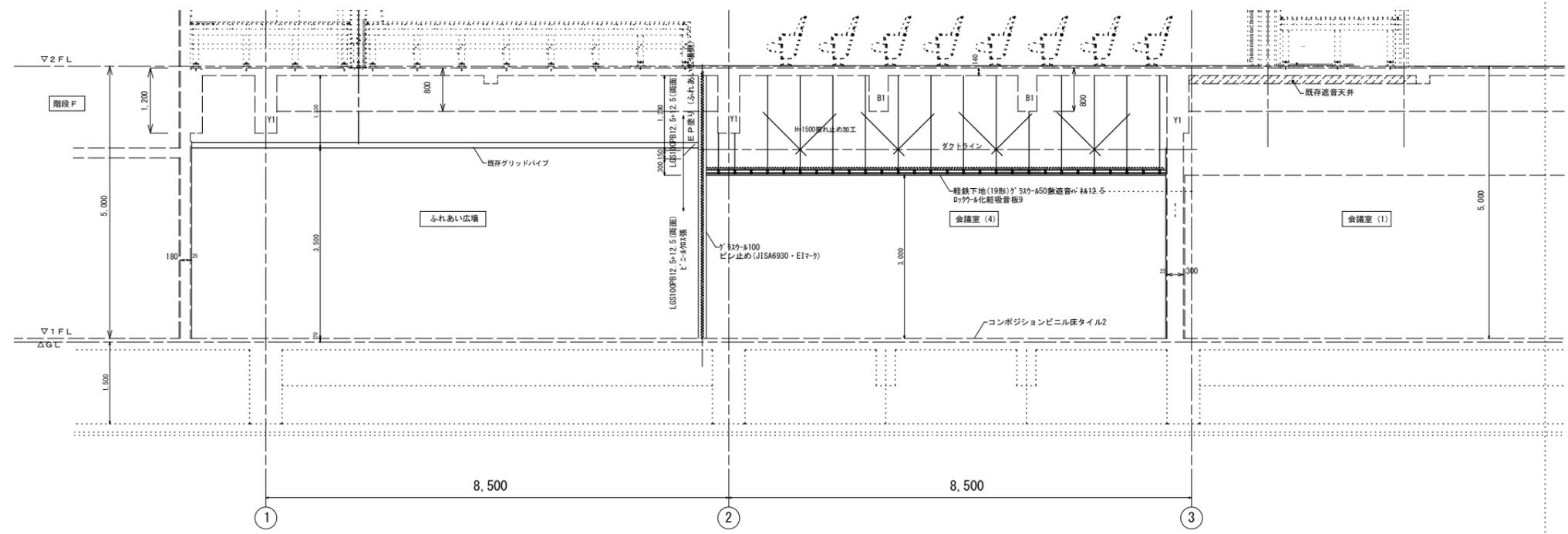


会議室A展開図 1/100

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳島 ふれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	改修1F展開図		
縮尺	1/100 (A1)	図面番号	11 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		



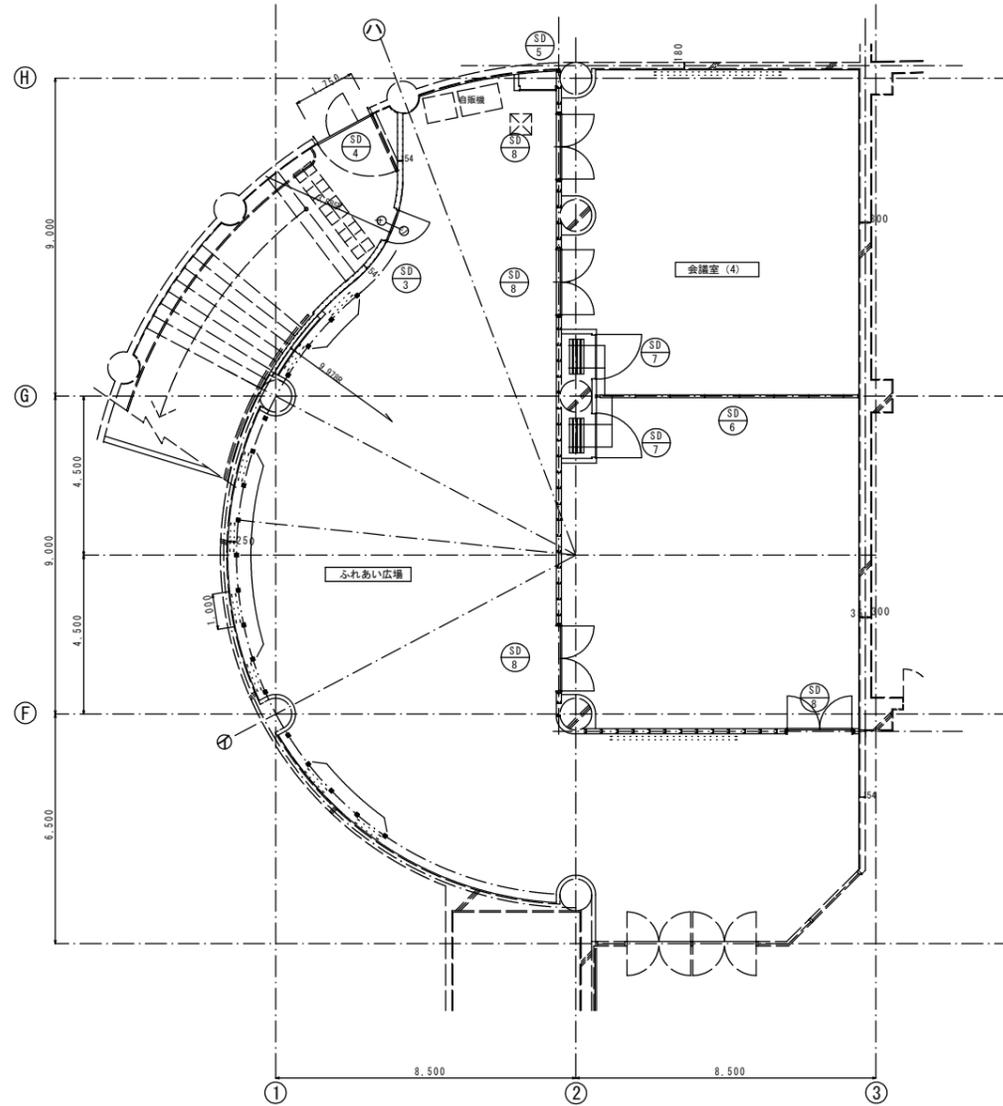
天井遮音図 1/2



矩計図 1/50

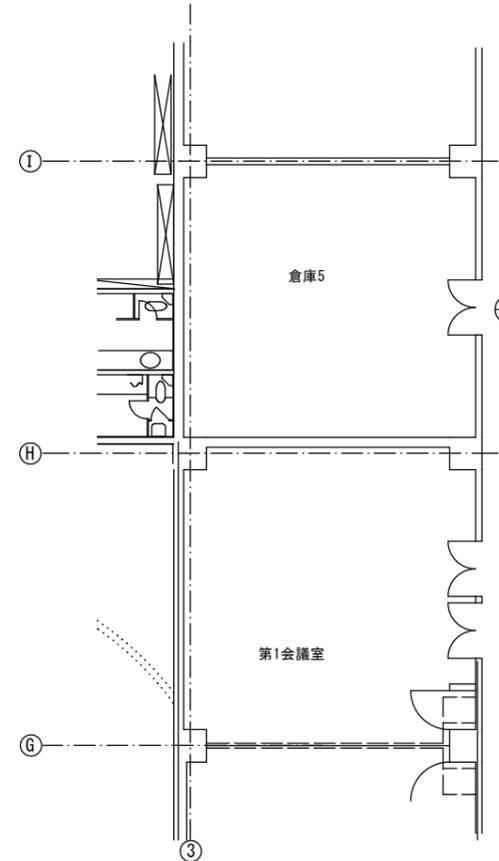
各品物はホルムアルデヒド☆☆☆☆

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 豊・山城 ふれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	矩計図		
縮尺	1/50 (A1)	図面番号	12 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		



建具平面図 1/100

建具番号	SD 1	SD 2	SD 3	特定防火設備
図面				
形式名称	既設SUS両開き2連SUS製ガラス扉戸換気めし	スチール両開き扉 (防音扉)	既設スチール片開き扉 (防火扉)	
使用箇所	エントランス	会議室 (4)	階段F	1か所
見込み	30	330	4か所	1か所
材質	SUS鏡面パフ仕上げ横線追加	SUS鏡面パフ仕上げ横線 (目地共)		
ガラス				
塗装		ダマシックシート貼り		
金物・付属品	遊移換気灯埋め込み特加工	ダマシックシート貼り	シリンドラ錠錠裏面付41-1	
備考				
建具番号	SD 4	SD 5	SD 6	遮音性能500Hz・45db以上
図面				
形式名称	既設滑り戸付スチール片開き扉 (防火扉)	2段片開き片面フラッシュドア	引出式スライディングウォール	
使用箇所	階段F	ふれあい広場	会議室 (4)	1か所
見込み		100	100	
材質		改種仕による	別図参照 クロス貼り仕上げ	
ガラス				
塗装		SOP塗		
金物・付属品	既設滑り戸付スチール片開き扉 (常閉扉) に変更	分電盤収め納 分電盤2か所		
備考			天井裏遮音工事共	
建具番号	SD 7	SD 8	SD 9	既設
図面				
形式名称	スチール片開きフラッシュ扉	スチール軽量両開きフラッシュ扉	スチール両開きフラッシュ扉 (既設)	
使用箇所	会議室 (4)	会議室 (4)	倉庫	1か所
見込み	上持なし	184		
材質	改種仕による 壁持扉四角F86・クロス貼り仕上げ	改種仕による 壁持扉・粘着剤付化粧塩ビ744	壁持扉・粘着剤付化粧塩ビ744に改修	
ガラス				
塗装				
金物・付属品	埋め込み握り手	付属金物一式		
備考	スライディングウォール収納扉	押し棒、シリンドラ錠、7523重し、コンシールドDC、戸当り		



建具平面図 1/100

共通事項	建具物の符号	アルミサッシの仕様	建具金物一般事項	図中特記書きは下記による	その他
AD	アルミ戸	SS 鋼製シャッター	耐風圧性 S-4 <2000Pa>	開き (鋼製) 丁番等	ステンレス鋼丁番 150mm 3枚用
AW	アルミ窓	SLS 軽量鋼製シャッター	気密性 A-3 <8等級>	ハンドル	レバーハンドル錠 ステンレスヘアライン
AW	アルミカーンウォール	STD ステンレス戸	水密性 W-4 <350Pa>		ゴールKU型
AG	アルミガラリ	STG ステンレスガラリ	遮音性	DC	原形取り付ける
SD	鋼製扉	WD 木製戸	表面処理 各種 (陽極酸化皮膜0.0μm以上+つや消しクリア塗膜 7.0μm以上) ステン色	戸当たり	原形取り付ける 床付付
LSD	軽量鋼製戸	TB トイレブース			
FSD	防火戸				
ガラスの符号					
FL	フロートガラス	FWC 網入透明ガラス			
F	型ガラス	FWC 網入型ガラス			
A	熱線吸収ガラス	AWC 網入熱線吸収ガラス			
HR	高性能熱線反射ガラス				
T	強化ガラス	D 複層ガラス			
L	合わせガラス	GB ガラスブロック			

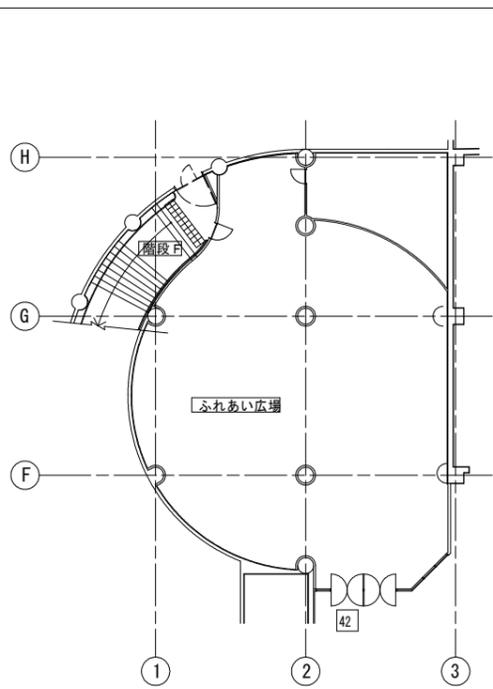
窓枠の形状	材質: SUS304	仕上: HL	召し合わせの形状
窓枠-0	無し		召合せ-1 ステンレスt1.5
窓枠-1	X		召合せ-2 ステンレスt1.5
窓枠-2	X		召合せ-3 ステンレスt1.5
			防炎戸
			A T 戸

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 旧・山城 ふれあい広場改修工事建築
路線名等	産業観光交流センター
工事箇所	徳島市山城町東浜
図面名	建具表・建具図
縮尺	1/100 (A1)
図面番号	13 / 16
会社名	
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課

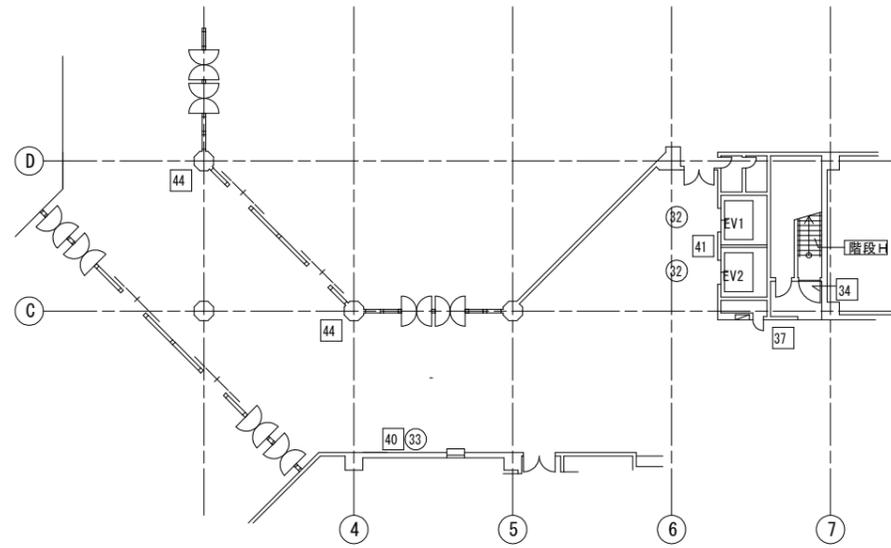
						天井	軽量鉄骨天井下地仕様		壁	軽量鉄骨間仕切下地仕様																																																							
							<table border="1"> <tr> <th>部材</th> <th>シングル野縁</th> <th>ダブル野縁</th> <th>野縁受</th> <th>野縁受ハンガ</th> <th>クリップ</th> <th>吊りボルト</th> <th>ナット</th> </tr> <tr> <td>19形</td> <td>25×19×0.5</td> <td>50×19×0.5</td> <td>38×12×1.2</td> <td rowspan="2">厚さ2.0以上</td> <td rowspan="2">板厚0.6以上</td> <td rowspan="2">転造ねじ ねじ山径9.0 (円筒部径8.1以上)</td> <td rowspan="2">高さ7.7以上</td> </tr> <tr> <td>25形</td> <td>25×25×0.5</td> <td>50×25×0.5</td> <td>38×12×1.6</td> </tr> </table> <p>※特記がなければ、屋内は19形、屋外は25形とする。 ※野縁はスリット付きを除く。既設インサート間隔確認の上監督員打ち合わせにより再使用可能とする</p>	部材	シングル野縁	ダブル野縁	野縁受	野縁受ハンガ	クリップ	吊りボルト	ナット	19形	25×19×0.5	50×19×0.5	38×12×1.2	厚さ2.0以上	板厚0.6以上	転造ねじ ねじ山径9.0 (円筒部径8.1以上)	高さ7.7以上	25形	25×25×0.5	50×25×0.5	38×12×1.6		<table border="1"> <tr> <th>天井仕上の種類</th> <th>シングル野縁</th> <th>ダブル野縁</th> </tr> <tr> <td>下地張りのある場合</td> <td>φ360程度</td> <td>φ1800程度</td> </tr> <tr> <td>仕上げ材料の直張り、壁紙又は塗装 下地の類を直張り付ける場合</td> <td>φ300程度</td> <td>φ900程度</td> </tr> <tr> <td>ボード類の一边の長さが450程度以下 の場合の直張り</td> <td>φ225程度以下</td> <td>φ450程度以下</td> </tr> <tr> <td>金属成形板張りの場合</td> <td>φ360程度</td> <td>—</td> </tr> </table>	天井仕上の種類	シングル野縁	ダブル野縁	下地張りのある場合	φ360程度	φ1800程度	仕上げ材料の直張り、壁紙又は塗装 下地の類を直張り付ける場合	φ300程度	φ900程度	ボード類の一边の長さが450程度以下 の場合の直張り	φ225程度以下	φ450程度以下	金属成形板張りの場合	φ360程度	—	<p>天井のふところが大きい場合の補強</p>	<table border="1"> <tr> <th>スタッド長さ H mm</th> <th>D mm</th> <th>スタッド mm</th> <th>ランナー mm</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">4,000以下</td> <td>65</td> <td>WS-65 (65×45×0.8)</td> <td>WR-65 (67×40×0.8)</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>WS-75 (75×45×0.8)</td> <td>WR-75 (77×40×0.8)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4,500以下</td> <td>90</td> <td>WS-90 (90×45×0.8)</td> <td>WR-90 (92×40×0.8)</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>WS-100 (100×45×0.8)</td> <td>WR-100 (102×40×0.8)</td> </tr> </table> <p>※既存スラブ又は梁下Hが、5000以上となる場合は 右詳細図参照。スタッドH4600とする。 ※スタッドの間隔は、下地張りのある場合は450mm程度 仕上げ材料を直張りするか、壁紙又は塗装下地の類を 直張り付ける場合は300mm程度とする。</p>	スタッド長さ H mm	D mm	スタッド mm	ランナー mm	4,000以下	65	WS-65 (65×45×0.8)	WR-65 (67×40×0.8)	75	WS-75 (75×45×0.8)	WR-75 (77×40×0.8)	4,500以下	90	WS-90 (90×45×0.8)	WR-90 (92×40×0.8)	100	WS-100 (100×45×0.8)	WR-100 (102×40×0.8)	<p>軽量鉄骨間仕切鉄骨下地</p> <p>※あと施工アンカー：ケミカルアンカー M12</p>
部材	シングル野縁	ダブル野縁	野縁受	野縁受ハンガ	クリップ	吊りボルト	ナット																																																										
19形	25×19×0.5	50×19×0.5	38×12×1.2	厚さ2.0以上	板厚0.6以上	転造ねじ ねじ山径9.0 (円筒部径8.1以上)	高さ7.7以上																																																										
25形	25×25×0.5	50×25×0.5	38×12×1.6																																																														
天井仕上の種類	シングル野縁	ダブル野縁																																																															
下地張りのある場合	φ360程度	φ1800程度																																																															
仕上げ材料の直張り、壁紙又は塗装 下地の類を直張り付ける場合	φ300程度	φ900程度																																																															
ボード類の一边の長さが450程度以下 の場合の直張り	φ225程度以下	φ450程度以下																																																															
金属成形板張りの場合	φ360程度	—																																																															
スタッド長さ H mm	D mm	スタッド mm	ランナー mm																																																														
4,000以下	65	WS-65 (65×45×0.8)	WR-65 (67×40×0.8)																																																														
	75	WS-75 (75×45×0.8)	WR-75 (77×40×0.8)																																																														
4,500以下	90	WS-90 (90×45×0.8)	WR-90 (92×40×0.8)																																																														
	100	WS-100 (100×45×0.8)	WR-100 (102×40×0.8)																																																														

						杉柱	既設除去き柱		壁	軽量鉄骨壁下地		壁	一般壁 軽量鉄骨壁下地
ビクチャーレール (参考図)	軽量鉄骨下地壁面	1/10	ビクチャーレール (参考図)	RC壁面	1/10						1/10		
安全荷重70kgタイプ	安全荷重70kgタイプ		安全荷重70kgタイプ										

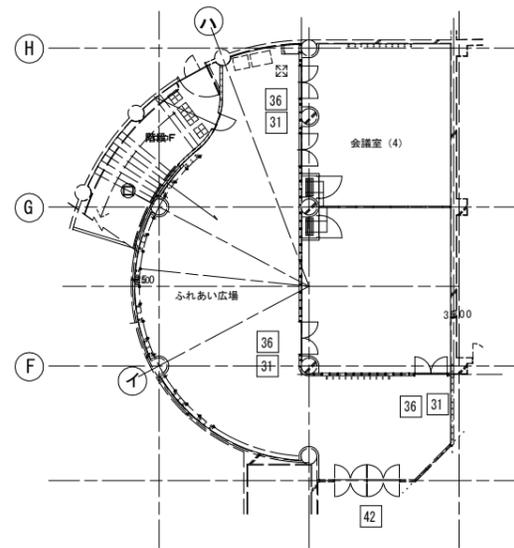
工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳・山城 ふれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	部分詳細図		
縮尺	1/10 (A1)	図面番号	15 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		



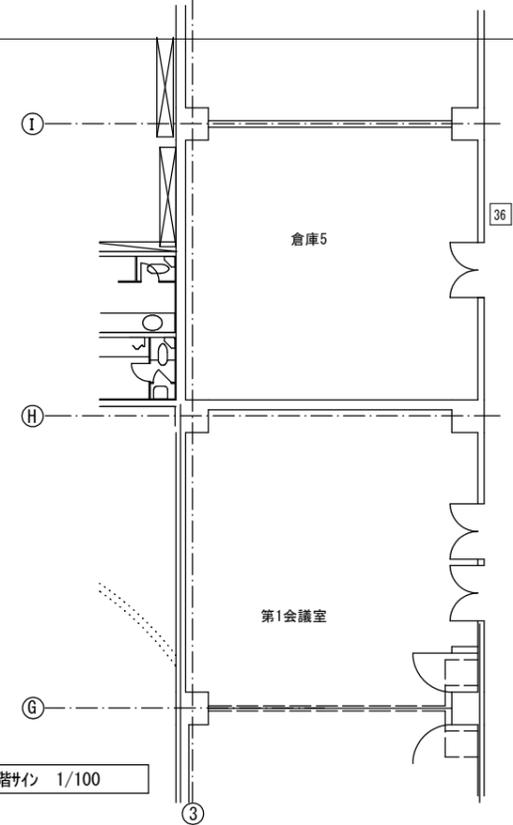
1階ふれあい広場現サイン伏図 1/200



1階現 サイン伏図 1/200



1階改修 サイン伏図 1/200



既設1階サイン 1/100

凡例

符号	種類	内容	1階工事	2階工事
31	平付けサイン		4	5
32	平付けサイン		3	2
33	平付けサイン		7	1
34	カットイングシート貼		3	4
35	カットイングシート貼		4, 2=6	10
36	点字サイン		4	10

・サインのグラフィックデザインについては、制作時にデザイン等制作図提出のうえ、監督員協議の上決定する。
 ・記入の室名称、文字数、ピクトの変更による金額の増減は無いものとする。(但し、箱文字・切り文字については協議する)

37	既存サイン 書き換え (突き出しサイン)		1階工事	2階工事
38	既存サイン 書き換え (天井吊りサイン)		1	1
39	既存サイン 書き換え (平付けサイン)			
40	平付けサイン		4	4

41	平付けサイン		1階工事	2階工事
42	切り文字		1	
43	藍色系カット材 貼り付け			
44	独立ポールサイン			2

工事名	R2にぎ産業観光交流センター 徳島市 ふれあい広場改修工事建築		
路線名等	産業観光交流センター		
工事箇所	徳島市山城町東浜		
図面名	1Fサイン図	図面番号	16 / 16
縮尺	1/300 (A1)	図面番号	16 / 16
会社名			
事業者名	徳島県商工労働観光部 にぎわいづくり課		